

青森県報

第四千三百二十九号

平成二十九年
七月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 險 課) ……一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(同) ……一
- 道路の区域の変更……………(水産振興課) ……二
- 道路の指定……………(道 路 課) ……二
- 建設業者の営業の停止……………(建築住宅課) ……二
- 建設業者の営業の停止……………(監 理 課) ……三
- 選挙管理委員会……………(監 理 課) ……三
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) ……三
- 公安委員会……………(監 理 課) ……三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会 計 課) ……三
- 平成二十九年七月五日、平成二十九年七月七日、平成二十九年七月十日、平成二十九年七月十二日及び平成二十九年七月十四日定例告示中……………(総務学事課) ……四

告 示

示

青森県告示第五百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
社会福祉法人吉幸会	○三戸郡五戸町字苗代沢三の六六	生活介護	三戸郡大間町大字大間字大間一	平成 三元・七・一六

青森県告示第五百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
社会福祉法人吉幸会	○三戸郡五戸町字苗代沢三の六六	短期入所生活介護	三戸郡大間町大字大間字大間一	平成 三元・七・一六

青森県告示第五百五十六号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表石持区域の項を次のように改める。

石持区域 石持漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたこ箱漁業 2 底建網漁業及びほたてけた網漁業
---------------------	---

青森県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年八月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			後	前				
1	県道	線ヶ湯黒石	黒石市大字上十川字長谷沢一番一〇三の一三から 黒石市大字上十川字長谷沢一番一〇三の二まで	黒石市大字上十川字長谷沢一番一〇三の一三から 黒石市大字上十川字長谷沢一番一〇三の二まで	後	一・二・〇〇メートルから 四・八・〇〇メートルまで	三・三・四・〇〇メートル	
			黒石市大字上十川字長谷沢一番一〇三の一三から 黒石市大字上十川字長谷沢一番一〇三の二まで	黒石市大字上十川字長谷沢一番一〇三の一三から 黒石市大字上十川字長谷沢一番一〇三の二まで	前	二・九・〇〇メートルから 五・〇・〇〇メートルまで	四・八・〇・四〇メートル	

青森県告示第五百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七條の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年月日
むつ市金谷二丁目四三の一からむつ市中央二丁目一六二の六まで	一・〇〇九・〇〇メートル	二〇・〇〇メートル	平成 二九・七・二四

公 告

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 クリエイトテクノ株式会社
- 二 代表者の氏名 町田八重子
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中別所字向野一八八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一七六四三号
青森県知事許可（特一四）第一七六四三号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十九年七月十四日
- 六 停止を命ずる営業の範囲
注文者から青森県の区域内における建設工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
- 七 営業の停止を命ずる期間
平成二十九年七月二十一日から同年八月十九日までの三十日間
- 八 営業の停止を命ずる原因となった事実
前記建設業者が、建設業法第二十七条の二十四第二項の規定による平成二十八年四月三十日を審査基準日とする経営状況分析の申請において虚偽の建設業法施行規則別記様式第十五号による貸借対照表を添付することに基づき得た同法第二十七条の二十九第一項の総合評定値に係る通知書（経営事項審査結果）を弘前市に提出し、同市における平成二十九年及び平成三十年年度の指名競争（一般競争）入札参加資格審査に係る申請に用いたことが確認された。このことが、同法第二十八条第一項第二号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。
第百四十二号様式中「衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合、「青森県第1区」を「1区」、「青森県第2区」を「2区」、「青森県第3区」を「3区」、「青森県第4区」を「4区」として選挙区の区分をする。」を「衆議院小選挙区選出議員選挙の場合に限り、選挙区名又はその略称を記載する。」に改める。
第百八十号様式の六その二中「145,000枚」を「130,000枚」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年七月二十六日

青森県警察本部長 大 塚 泰 博

一 物品等の名称及び数量

交通管制センター中央設備装置（上位装置）賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年六月三十日

五 落札者の名称及び住所

日通商事株式会社仙台支店

宮城県仙台市宮城野区苦竹三丁目一の一

六 落札金額

二百十八万八千八十円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年五月十九日

正

誤

総務学事課

平成二九・七・七 第四三二一〇号				平成二九・七・五 第四三二一〇号				発行年月日
告示				告示				区分
第四五七号	第四五六号	第四五五号	第四五四号	第四五三号	第四五二号	第四五一号	第四五〇号	番号
二	二	一	一	二	二	一	一	ページ
上	上	下	下	上	上	下	上	段
後ろ七か	七	後ろ六か	六	後ろ二か	二	七	一一	行
第四百五十七号	第四百五十六号	第四百五十五号	第四百五十四号	第四百五十三号	第四百五十二号	第四百五十一号	第四百五十号	誤
第五百七号	第五百六号	第五百五号	第五百四号	第五百三号	第五百二号	第五百一号	第五百号	正

平成 ^元 ・七 ^{二〇} 第四三三二二号																
告示																
第四七四号	第四七三号	第四七二号	第四七一号	第四七〇号	第四六九号	第四六八号	第四六七号	第四六六号	第四六五号	第四六四号	第四六三号	第四六二号	第四六一号	第四六〇号	第四五九号	第四五八号
一	六	六	六	五	五	四	三	三	二	一	三	三	三	三	二	二
下	下	上	上	下	上	下	下	上	下	下	下	下	上	上	下	下
一	一二	ら後ろか 一〇か	二	八	ら後ろか 六か	二	七	ら後ろか 四か	二	五	ら後ろか 六か	四	ら後ろか 七か	七	ら後ろか 一〇か	六
第四百七十四号	第四百七十三号	第四百七十二号	第四百七十一号	第四百七十号	第四百六十九号	第四百六十八号	第四百六十七号	第四百六十六号	第四百六十五号	第四百六十四号	第四百六十三号	第四百六十二号	第四百六十一号	第四百六十号	第四百五十九号	第四百五十八号
第五百二十四号	第五百二十三号	第五百二十二号	第五百二十一号	第五百二十号	第五百十九号	第五百十八号	第五百十七号	第五百十六号	第五百十五号	第五百十四号	第五百十三号	第五百十二号	第五百十一号	第五百十号	第五百九号	第五百八号

平成元・七・二四 第四三二四号				平成元・七・二三 第四三二三号										
告示				告示										
第四八九号	第四八八号	第四八七号	第四八六号	第四八五号	第四八四号	第四八三号	第四八二号	第四八一号	第四八〇号	第四七九号	第四七八号	第四七七号	第四七六号	第四七五号
三	二	一	一	四	三	三	三	三	三	二	二	二	二	一
上	上	下	上	上	下	下	下	上	上	下	下	下	上	下
三	ら後ろ 八か	ら後ろ 七か	ら後ろ 二か	六	ら後ろ 一〇か	九	一	ら後ろ 七か	一四	ら後ろ 一か	九	三	ら後ろ 六か	一四
第四百八十九号	第四百八十八号	第四百八十七号	第四百八十六号	第四百八十五号	第四百八十四号	第四百八十三号	第四百八十二号	第四百八十一号	第四百八十号	第四百七十九号	第四百七十八号	第四百七十七号	第四百七十六号	第四百七十五号
第五百三十九号	第五百三十八号	第五百三十七号	第五百三十六号	第五百三十五号	第五百三十四号	第五百三十三号	第五百三十二号	第五百三十一号	第五百三十号	第五百二十九号	第五百二十八号	第五百二十七号	第五百二十六号	第五百二十五号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭